

防 統 幕 （ 事 ） 第 4 号
2 7 . 1 0 . 1
一部改正：防 統 幕 （ 事 ） 第 6 6 号
2 9 . 3 . 2 4
一部改正：防 統 幕 （ 事 ） 第 2 9 8 号
令 和 6 年 7 月 1 6 日
一部改正：防 統 幕 （ 事 ） 第 1 2 0 号
令 和 7 年 3 月 2 4 日

大 臣 官 房 長
各 局 長
施設等機関の長
各 幕 僚 長 殿
情 報 本 部 長
防 衛 監 察 監
各 地 方 防 衛 局 長
防 衛 装 備 庁 長 官

事務次官

災害発生時における防衛省災害対策室及び防衛省災害対策連絡室
の設置並びに防衛省幹部の緊急参集について（通達）

標記について、下記のとおり定められたので通達する。

記

1 防衛省災害対策室の設置

災害の発生に際し、防衛省として迅速な対応を必要とする場合であつて、政府の対応として官邸対策室を設置するときは、情報集約、防衛大臣等（防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参与、事務次官及び防衛審議官をいう。以下同じ。）への報告、内閣官房（官邸）及び内閣府その他の関係省庁との調整を実施するため、統合幕僚監部運用部長を長とする防衛省災害対策室を統合幕僚監部に設置する。

2 防衛省災害対策連絡室の設置

災害の発生に際し、防衛省として事態を注視又は継続的な把握を必要とする場合であって、政府の対応として官邸連絡室及び情報連絡室を設置するときは、情報集約、防衛大臣への報告、内閣官房（官邸）及び内閣府その他の関係省庁との調整を実施するため、統合幕僚監部運用部運用第2課長を長とする防衛省災害対策連絡室を統合幕僚監部に設置する。

3 防衛省災害対策室及び防衛省災害対策連絡室の運営要領

防衛省災害対策室の運営要領については統合幕僚監部運用部長が、防衛省災害対策連絡室の運営要領については統合幕僚監部運用部運用第2課長が別に定める。

4 防衛省幹部等の緊急参集

災害の発生に際して防衛省の初動態勢を迅速に確立するため、防衛大臣の指示に基づき、防衛省災害対策室から別紙に掲げる者に対して参集を求める旨の連絡を行う。

なお、円滑に参集するため、関係各部局において、参集対象者の不在時における代理者の指定を含む参集要領等をあらかじめ定めておくものとする。

緊急参集の対象とする防衛省幹部等の範囲の基準

防衛大臣の指示に基づく防衛省災害対策室からの参集に係る連絡の基準は、災害の規模及び被害状況のほか、自衛隊の部隊等による災害派遣等の防衛省として必要となる対応に応じ、以下の1から3までによるものとする。

- 1 防衛省災害対策本部が設置される場合又は防衛大臣が特に必要があると認める場合
防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、事務次官、大臣官房長、防衛政策局長、報道官、各幕僚長及び情報本部長
- 2 防衛省災害対策本部が設置され、本部会議が開催される場合
防衛省災害対策本部の設置について（防運事第9244号。21. 7. 31）別紙の第3の規定による本部の構成員
- 3 前2項に規定するもののほか、官邸対策室が設置される場合
統合幕僚監部総括官、統合幕僚監部運用部長、陸上幕僚監部運用支援・訓練部長、海上幕僚監部防衛部長及び航空幕僚監部運用支援・情報部長